

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市左京区上高野流田町他 地内			
路線名又は河川名等				
工事名	危険性の高い公園樹木伐採等業務委託（宝が池公園他）			
工期	契約日の翌日から令和 9年 3月12日まで			
事業課（所）名	左京土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

委託箇所				箇所	8
高中木整姿工	式	1	樹木伐採・抜根工	式	1
発生材処理工	式	1			1

施 工 理 由

本業務委託は、宝が池公園他において、安全に公園を利用できるように倒木などの危険性のある樹木や管理上支障のある樹木等を剪定・伐採するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年9月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年9月	
基 準 適 用 年 月	2026年9月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

【設計内訳書】見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考	
発生材等処理工	発生材処理工	発生材運搬処分 A	発生材種別：枝葉		t	19,910	施工費、処分費	うち処分費	12,000 円/t
		発生材運搬処分 B	発生材種別：幹		t	8,449	施工費、処分費	うち処分費	1,000 円/t
		発生材運搬処分 C	発生材種別：根株		t	25,800	施工費、処分費	うち処分費	18,000 円/t

見積參考資料

本業務の積算で採用した見積歩掛は以下のとおりです。

基本剪定 常緑広葉樹

摘要範圍

- ◇ 樹形の骨格づくりを目的とした高木の剪定作業に適用する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(園内運搬、積込、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(剪定枝葉等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ チェーンソー運転は、機械損料及び燃料費を含む。

単 1 基本剪定 常緑広葉樹 10 本当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 1
普通作業員		人		表 1
チェーンソー運転	鋸長350mm、排気量0.034L	日		内 1
諸雑費	まるめ	式	1	

表 1 基本剪定 常緑広葉樹 10 本 当り

ランク	幹周 (cm)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	25未満	1.30	0.50	0.50
B	25以上 50未満	2.60	1.00	1.20
C	50以上 75未満	4.50	1.50	1.80
D	75以上 100未満	5.60	2.50	2.20
E	100以上 125未満	8.10	3.50	2.80
F	125以上 150未満	13.60	5.30	3.50
G	150以上 175未満	22.70	8.10	4.50
H	175以上 200未満	33.30	11.60	5.60
I	200以上 225未満	45.40	16.70	6.60
J	225以上 250未満	65.70	23.70	8.10
K	250以上 275未満	116.00	40.00	10.60
L	275以上 300未満	156.00	48.50	14.00

摘要範圍

- 単 2 基本剪定 落葉広葉樹 10 本当たり

表 2 基本剪定 落葉広葉樹 10 本 当り

ランク	幹周 (cm)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	25未満	1.00	0.50	0.50
B	25以上 50未満	1.50	1.00	1.20
C	50以上 75未満	4.00	1.50	1.80
D	75以上 100未満	6.00	2.50	2.20
E	100以上 125未満	12.00	3.50	2.80
F	125以上 150未満	18.00	5.30	3.50
G	150以上 175未満	26.00	8.10	4.50
H	175以上 200未満	32.00	12.00	5.60
I	200以上 225未満	46.00	17.00	6.60
J	225以上 250未満	66.00	24.00	8.10
K	250以上 275未満	126.00	40.00	10.60
L	275以上 300未満	162.00	50.00	14.00

支障枝剪定

摘要範囲

- ◇ 下枝、垂れ枝、越境枝、ひこばえなどの管理上支障となる枝の剪定作業に適用する。
- ◇ 樹木1本単位で数量を計上する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(園内運搬、積込、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(剪定枝葉等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ チェーンソー運転は、機械損料及び燃料費を含む。

単 3 支障枝剪定 10 本 当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 3
普通作業員		人		表 3
チェーンソー運転	鋸長350mm、排気量0.034L	日		内 1
諸雑費	まるめ	式	1	

表 3 支障枝剪定 10 本 当り

ランク	幹周(cm)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	50未満	0.40	0.14	0.20
B	50以上 100未満	0.82	0.28	0.40
C	100以上 150未満	2.20	0.78	0.68
D	150以上 200未満	5.60	1.77	0.92
E	200以上 250未満	12.20	4.15	1.38

作業条件が厳しい場合は、別途協議とする。

摘要範圍

- 単 4 枯損木伐採 10 本当たり

表 4 枯損木伐採 10 本 当り

ランク	幹周 (cm)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	25未満	0.30	0.50	0.10
B	25以上 50未満	0.70	1.30	0.30
C	50以上 75未満	2.00	3.00	0.50
D	75以上 100未満	4.20	6.00	1.00
E	100以上 125未満	7.00	9.00	1.75
F	125以上 150未満	12.00	16.00	2.90
G	150以上 175未満	15.00	19.00	4.00
H	175以上 200未満	22.00	25.00	6.00
I	200以上 225未満	28.00	40.00	10.00
J	225以上 250未満	35.00	70.00	15.00
K	250以上 275未満	50.00	95.00	25.00
L	275以上 300未満	70.00	110.00	35.00

支障木伐採

摘要範囲

- ◇ 維持管理上支障のある高木を根元で伐採する作業に適用する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(園内運搬、積込、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(剪定枝葉等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ チェーンソー運転は、機械損料及び燃料費を含む。

単 5 支障木伐採 10 本 当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
造園工		人		表 5
普通作業員		人		表 5
チェーンソー運転	鋸長600mm、排気量0.08L	日		内 2
諸雑費	まるめ	式	1	

表 5 支障木伐採 10 本 当り

ランク	幹周(cm)	造園工	普通作業員	チェーンソー運転
A	25未満	0.50	0.70	0.10
B	25以上 50未満	1.00	1.50	0.30
C	50以上 75未満	3.00	4.00	0.50
D	75以上 100未満	5.00	7.00	1.00
E	100以上 125未満	8.00	10.00	2.00
F	125以上 150未満	13.00	17.00	3.50
G	150以上 175未満	17.00	20.00	4.00
H	175以上 200未満	25.00	26.00	6.00
I	200以上 225未満	30.00	43.00	10.00
J	225以上 250未満	38.00	75.00	15.00
K	250以上 275未満	50.00	95.00	25.00
L	275以上 300未満	75.00	120.00	35.00
M	300以上 325未満	100.00	130.00	50.00
N	325以上 350未満	120.00	140.00	60.00

根株撤去

摘要範囲

- ◇ 伐採後の切株の撤去に適用する。
- ◇ 普通作業員は補助的作業(床掘り、根切り、園内運搬、埋戻し、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(根株等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ チェーンソー、バックホウおよびトラックは損料とする。

単 6 根株撤去 10 本 当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
普通作業員		人		表 6
チェーンソー運転	鋸長600mm、排気量0.08L	日		内 2
バックホウ(クローラ型)運転	標準バケット容量(山積0.28／平積0.2m ³)	日		内 3
山砂	洗い無、真砂、75 μ m通過10%以下	m ³		表 6
諸雑費	まるめ	式	1	

表 6 根株撤去 10 本 当り

ランク	根元周(cm)	普通作業員	チェーンソー運転	バックホウ運転	山砂
A	40未満	3.50	1.00	1.00	0.50
B	40以上 75未満	7.00	2.00	2.00	1.00
C	75以上 112未満	12.00	3.00	3.00	2.00
D	112以上 150未満	20.00	4.00	4.00	5.00
E	150以上 200未満	28.00	8.00	8.00	8.00
F	200以上 250未満	50.00	12.00	12.00	10.00
G	250以上 300未満	65.00	22.00	22.00	12.00

ランク外の切株や人力での施工が必要な場合は、別途見積り等にてその都度積算する。

発生材処理

摘要範囲

- ◇ 園内で集積されている発生材(剪定枝、玉切り丸太等)を園外に搬出するための積込等の作業に適用する。
- ◇ 普通作業員は労務作業(園内運搬、積込、片付け、清掃等)を行う。
- ◇ 発生材(剪定枝葉等)を園内の指定箇所まで運搬する費用は、労務費に含む。
- ◇ 人力にて運搬、積込できない場合は適用しない。
- ◇ 公園外への運搬は、別途計上する。

単 7	発生材処理			1 t 当り
名 称	規 格	単位	数量	摘 要
普通作業員		人	1.50	
諸雑費	まるめ	式	1	

内訳書

肉 1

チェーンソー運転

1 日当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
ガソリン	レギュラー	L	2.5	
チェーンソー[ガソリン]	鋸長350mm、排気量0.034L	日	1	
諸雑費	まるめ	式	1	

内 2

チェーンソー運転

1 日当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
ガソリン	レギュラー	L	3.5	
チェンソー[ガソリン]	鋸長600mm、排気量0.08L	日	1	
諸雑費	まるめ	式	1	

肉 3

バックホウ(クローラ型)運転

1 目当り

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
運転手(特殊)		人	1	
軽油		L	38	
バックホウ(クローラ型)	[標準型・排出ガス対策型 (第1次基準値)] 標準バケット容量 (山積0.28／平積0.2m3)	供用日	1.52	
諸雑費	まるめ	式	1	

設計内訳書（本01）

工事名	危険性の高い公園樹木伐採等業務委託（宝が池公園他）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
緑地育成		式	1				
樹木整姿工		式	1				
高中木整姿工		式	1				
基本剪定 常緑広葉樹 C	C=50cm以上75cm未満	本	1				単 1号
基本剪定 常緑広葉樹 D	C=75cm以上100cm未満	本	1				単 2号
基本剪定 常緑広葉樹 E	C=100cm以上125cm未満	本	1				単 3号
基本剪定 常緑広葉樹 F	C=125cm以上150cm未満	本	1				単 4号
基本剪定 常緑広葉樹 G	C=150cm以上175cm未満	本	1				単 5号
基本剪定 常緑広葉樹 H	C=175cm以上200cm未満	本	1				単 6号
基本剪定 落葉広葉樹 C	C=50cm以上75cm未満	本	1				単 7号
基本剪定 落葉広葉樹 D	C=75cm以上100cm未満	本	1				単 8号
基本剪定 落葉広葉樹 E	C=100cm以上125cm未満	本	7				単 9号
基本剪定 落葉広葉樹 F	C=125cm以上150cm未満	本	9				単 10号

設計内訳書（本01）

工事名	危険性の高い公園樹木伐採等業務委託（宝が池公園他）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基本剪定 落葉広葉樹 G	C=150cm以上175cm未満	本	4				単 11号
基本剪定 落葉広葉樹 H	C=175cm以上200cm未満	本	4				単 12号
支障枝剪定 B	C=50cm以上100cm未満	本	1				単 13号
支障枝剪定 C	C=100cm以上150cm未満	本	6				単 14号
支障枝剪定 D	C=150cm以上200cm未満	本	6				単 15号
樹木育成工		式	1				
樹木伐採・抜根工		式	1				
枯損木伐採 B	C=25cm以上50cm未満	本	1				単 16号
枯損木伐採 C	C=50cm以上75cm未満	本	2				単 17号
枯損木伐採 D	C=75cm以上100cm未満	本	2				単 18号
枯損木伐採 E	C=100cm以上125cm未満	本	1				単 19号
支障木伐採 B	C=25cm以上50cm未満	本	8				単 20号
支障木伐採 C	C=50cm以上75cm未満	本	8				単 21号

設計内訳書（本01）

工事名	危険性の高い公園樹木伐採等業務委託（宝が池公園他）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
支障木伐採 D	C=75cm以上100cm未満	本	9				単 22号
支障木伐採 E	C=100cm以上125cm未満	本	8				単 23号
支障木伐採 F	C=125cm以上150cm未満	本	12				単 24号
支障木伐採 G	C=150cm以上175cm未満	本	10				単 25号
支障木伐採 H	C=175cm以上200cm未満	本	3				単 26号
根株撤去 B	根元周40cm以上75cm未満 山砂補充含む	本	1				単 27号
根株撤去 C	根元周75cm以上112cm未満 山砂補充含む	本	1				単 28号
根株撤去 D	根元周112cm以上150cm未満 山砂補充含む	本	4				単 29号
発生材等処理工		式	1				
発生材処理工		式	1				
発生材処理	園内運搬、積込、片付け、清掃	t	4				単 30号
発生材運搬処分 A	発生材種別：枝葉 運搬距離：15.8km	t	67				単 31号
発生材運搬処分 B	発生材種別：幹 運搬距離：15.8km	t	50				単 32号

設計内訳書（本01）

工事名	危険性の高い公園樹木伐採等業務委託（宝が池公園他）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
発生材運搬処分 C	発生材種別：根株 運搬距離：15.8km	t	3				単 33号
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B 昼間	人日	24				単 34号
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費(積上計上)	業務案内看板(W550×H1400、みやこ柚木)	式	1				内 1号
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	危険性の高い公園樹木伐採等業務委託（宝が池公園他）					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 緑地育成	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				
消費税額及び地方消費税額			式	1				
工事費計			式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	2026. 09
歩掛適用年月	2026. 09
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 1号	現場環境改善費(積上計上)	業務案内看板(W550×H1400、みやこ柚木)					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場環境改善費(積上)							単 40号
	*	式	1				
合計							

特記仕様書（個別工事編）

工 事 名 危険性の高い公園樹木伐採等業務委託（宝が池公園他）

工事場所 京都市左京区上高野流田町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和8年8月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和8年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「月単位の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「完全週休2日（土日）」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加対象となる。

4 「月単位の週休2日」が未達成のもので、明らかに受注者側に「月単位の週休2日」に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定点を減ずる措置を行う場合がある。

5 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

6 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」

（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。

2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第5条（技術者の配置について）

- 1 受注者は、建設業法の造園工事業に係る主任技術者を1名以上配置すること。また、剪定作業中には、剪定作業責任者として下記の資格及び経験を有するものを常駐させることとするが、(ア)又は(イ)の資格を有する者が望ましい。

剪定作業責任者は、業務計画書等に明記し、書面をもって通知すること。なお、剪定作業責任者は、主任技術者及び現場代理人を兼務することができるものとする。

- (ア) 緑地樹木剪定士（一般社団法人 日本造園建設業協会の認定資格）
- (イ) 街路樹剪定士（一般社団法人 日本造園建設業協会認定資格）
- (ウ) 造園技能士2級以上（ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験が必要）
- (エ) 造園施工管理技士2級以上（ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験が必要）
- (オ) 街路樹等の剪定業務または、植栽工事に直接従事した実務経験が7年以上

上記を確認するため、それぞれ以下のものを提出すること。

- (ア) を有する者は、緑地樹木剪定士証又は緑地樹木剪定士認定証の写し
- (イ) を有する者は、街路樹剪定士証又は街路樹剪定士認定証の写し
- (ウ) を有する者は、技能検定合格証書の写し
- (エ) を有する者は、技術検定合格証明書の写し
- (オ) を有する者は、同等の経験がわかる経歴書

- 2 現場代理人は、その運営、取締りを行うほか、受注者の一切の権限（請負代金の変更、請負代金の請求及び受領、契約の解除に係るものを除く。）を行使することができるものとし、業務現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ本市との連絡体制が確保されると監督職員が認めた場合には、現場代理人について業務現場における常駐を要しないこととすることができる。

第6条（前払金）

前払金は、請負代金の30%以内とし、中間前払金は、対象外とする。

なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

第7条（部分払）

受注者は、業務の完了前に、業務の出来高に応じた請負代金を請求することができる。ただし、当該請求に係る業務の検査を完了したものに限り、また部分払金額については、本市の算定基準に従うものとする。

2 現場条件に関する事項

第8条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

※本業務では、交通量の多い地域にある公園で、道路に接する箇所の作業が想定される場合について、交通誘導警備員を計上している。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
本業務履行箇所	1名	交通誘導警備員B 1名	昼間	無

第9条（工事現場の現場環境改善等）

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

みやこ杉木を使用した木製の業務案内看板の設置

項目	仕様	設置枚数
業務案内看板	◇みやこ杉木を用いた看板 納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杉木の出荷証明書」の原本又は写しを提出すること。 ◇看板サイズは550×1400mmとする。 ◇表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する。 (文字数：150字程度)	1枚

設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

3 施工管理に関する事項

第10条（業務計画書）

- 1 受注者は、契約締結後速やかに「施工計画書作成要領」に従って業務計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、これを遵守して、業務を実施すること。
- 2 作業着手時期及び作業範囲については、監督職員と協議の上、週間工程表を監督職員に提出すること。

第11条（作業計画）

- 1 本業務は、監督職員の指示がある場合を除いて【別紙－1】に示す作業計画表に従って実施すること。
- 2 作業着手前に現場確認調査を行い、作業手順を検討したうえで、監督職員と協議した後に業務に着手すること。なお、各作業の開始時期については、監督職員の指示に従うこと。
- 3 作業着手前の現場確認調査において、管理上支障がある樹木や危険木、応急処理が必要な樹木を発見した場合には、【別紙－2】により速やかに監督職員に報告すること。

第12条（工程管理）

- 1 受注者は契約決定後直ちに計画工程表を作成し、監督職員に提出し承認を受けて、工程を管理するものとする。実施工程表は、工程が変更するごとに監督職員の指示に従い修正し提出すること。
- 2 受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。
- 3 作業日は土日祝を除く平日とし、作業時間は原則として昼間作業は 8:30～17:15 とする。この曜日および時間を変更する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
- 4 特に本市が指示した場合を除き、官庁の休日並びに夜間（17:15 から翌朝 8:30 まで）における作業は、防災保安上の点検や緊急安全対策作業以外禁止する。
- 5 他の企業・事業者との同時作業となる場合は、工程計画等について十分調整を図るとともに監督職員の指示に従うこと。
- 6 2週間分の作業計画表及び直近作業の実施状況（公園名、工種、樹種、ランク、数量）に関する報告書を提出すること。提出日は毎週木曜日とする。
- 7 各作業樹木のランクは、【別紙－3】に示すとおりとする。
- 8 本業務の対象となる剪定、伐採等の作業について、既に実施された形跡が見られる場合については、事前に監督職員に報告し、指示に従うこと。

第13条（安全管理）

- 1 作業の際には、実施現場内またはその隣接敷地もしくは付近道路において、工作物または人畜に損傷がないよう十分に注意すること。与えた損害については受注者がその責に任ずるものである。民有及び官有の施設物件を破損した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、受注者において現状に復すること。
- 2 現場での作業期間中は、作業標示板、協力依頼板、作業範囲への立入防止措置等の安全施設を設置し、公園利用者の安全を確保すること。公園（子どもが常時遊んでいる）という特異性を十分に留意して取り組むこと。
- 3 保安施設等を十分完備し、必要に応じて交通誘導警備員を配置し方法等を監督職員とよく協議し

て、通行者並びに付近住民等に危害や迷惑を及ぼすことのないように、万全の処置を講じること。

- 4 利用者の進入がないように、作業範囲にあたる区間の起終点をカラーコーン及びバーで閉鎖するとともに、作業車両も囲むこと。また、利用者が付近を通行する時には注意喚起し、誤って作業範囲内に進入した時には、すみやかに作業範囲外に誘導すること。
- 5 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の諸元について当該法律を遵守しなければならない。
- 6 作業用車両を現場に出入りさせるときは、必ず監督職員が指定する道路より行うこと。
- 7 作業周辺道路へは、一切、資材運搬車等の作業用車両が待機や駐車することがあってはならない。作業関係者の車両についても同様である。
- 8 作業で使用する建設機械は日々回送を行い、作業区域内及び周辺に存置してはならない。
- 9 剪定枝葉、ゴミ等の処分は即日に行い、現場に仮置きしてはならない。
- 10 資材・土砂などの搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は直ちに清掃・補修を行うこと。作業完了に際しては、跡掃除を行い、不要残材等の類は監督職員に確認を受けたうえで処理・処分すること。

第14条（安全・訓練等）

- 1 受注者は、本業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、これを業務計画書に含めて監督職員に提出するものとする。共通仕様書（1-1-1-27）「工事中の安全確保」、及び（1-1-1-33）「交通安全管理」を厳守するとともに、現場及び一般車両の安全管理に努めること。
- 2 受注者が実施する安全・訓練等は、作業着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の間を割り当てることとし、その実施内容については、下記の項目から適宜選択するものとする。
 - （1）安全活動のビデオ等視覚材料による安全教育
 - （2）本業務内容等の周知徹底
 - （3）工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - （4）本業務における災害対策訓練
 - （5）本業務現場で予想される事故対策
 - （6）その他、安全・訓練等として必要な事項
- 3 安全・訓練等の実施状況について、工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

第15条（市民対応）

- 1 本業務は、公共性の高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
- 2 作業中、利用者からの要望、近隣住民及び通行車両等からの苦情、事故の発生などがあった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

第16条（緊急対応）

本業務委託では、強風や台風、事故等により通行安全性が阻害された場合、緊急で工事を指示することがある。被害が予測される場合には、連絡・出勤態勢を整えること。また、被害発生時には、速やかに通行安全性を確保すること。可能な限り工事前に監督職員等に状況を報告して指示を受けることとするが、やむを得ない場合はこの限りではない。工事後は速やかに報告すること。

第17条（写真管理）

本業務は、検査員の現地検査により完了の確認を行う。検査を補助するものとして、出来形と作業状況（安全管理体制、作業黒板、出来形寸法等）が明確に分かる写真や資料を提出すること。作成要領は請負工事必携に準じるが、業務委託名、公園・緑地名、工種、樹種、ランク、年月日等を黒板に記入して撮影し、【別紙－4】のとおり写真整理すること。また、撮影数量等は【別紙－5】による。

第18条（出来高管理）

監督職員より配付された平面図及び集計表に、工種、樹種、幹回り、ランク等を記入し、樹種ごとにランク別本数を表にして提出すること。

第19条（検査）

受注者は、完了検査及び既済部分検査を受ける場合は、検査に必要な資料として作業写真、出来高数量表、処分伝票、その他監督職員の指示した資料を提出しなければならない。なお、出来形数量表は、集計したものを印刷するとともに電子データを提出しなければならない。

第20条（作業上の留意事項）

1 本業務においては、対象となる植物の特性や当該作業の目的及び、対象植物に及ぼす影響の強さ等を十分に理解し、生き物である植物に対して、細心の注意を払って実施すること。

2 剪定の基本的な方法

- (1) 公園・緑地樹木は、修景上、管理上特に必要となる場合をのぞき自然形仕立てとする。
- (2) 若木の剪定は、将来の主枝の配置を考慮し、不必要な枝は幹際から切除すること。
- (3) 切り口はきれいに仕上げ、切断面（直径10cm以上、サクラ類は直径5cm以上）には、切断後すぐに癒合剤を塗布すること。
- (4) 剪定位置は、外芽の直上で、カックイを残してはならない。
- (5) 腐朽の原因となるブツ切りは行ってはならない。
- (6) 公園外周樹木の剪定仕上がりは、【図－1】を標準とする。樹種特性、地形等を考慮して仕上げるものとするが、これにより難しい場合は監督職員の指示に従うこと。
- (7) 剪定の実施時期については、【別紙－1】を基本とするが、監督職員から別途指示がある場合は、その指示に従うこと。

3 基本剪定

樹木の骨格形成を目的とする剪定で、樹木の適性に応じ最も適切な方法により行う。実施時期は、前項(7)による。

4 支障枝剪定

- (1) 維持管理上支障となる下枝、垂れ枝、越境枝、ヒコバエ等を剪定すること。
- (2) 樹木1本単位で数量を計上する。
- (3) 作業条件が厳しい場合や大きく樹形を変えるような作業が必要となる場合は、別途協議とする。

5 枯損木伐採

枯れ木の地上部の伐採処分までの作業であり、根株は利用者の危険のないよう処理すること。

6 支障木伐採

支障木とは、樹木管理上または利用上、不必要あるいは危険な樹木をいう。支障木処理は地上部の伐採処分までの作業であり、根株は利用者に危険のないよう処理すること。

7 根株撤去

- (1) 根株を撤去処分する作業であり、掘上げ後は山土で埋戻しを行い、沈下が起らぬよう十分に締固めておくこと。
- (2) 作業に際しては、縁石や水道管等の公園施設を損傷させぬよう充分注意をはらうこと。損傷させた場合は、監督職員に報告のうえ、責任をもって補修を行うこと。

4 建設副産物に関する事項

第21条（建設副産物の適正処理）

1 一般廃棄物が発生する場合の対応

本業務で発生した資源化可能な剪定枝等については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬入し、リサイクルすること。ただし、病虫害に侵食された樹木については、この限りではない。

【表－1】に示す建設副産物の受入場所は、積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。（京都市一般廃棄物処分業許可業者については、京都市環境政策局循環型社会推進部のホームページにて確認できる。）

- 2 自社処分を行う場合は、【表－2】に示す処分地等に関する資料を提出すること。また、自社処分を行うことにより、処分費が減額になる場合は、設計変更の対象とする。

【表－1】建設副産物の受入場所

建設副産物	受入場所	備 考
発生木材 (剪定枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松 45-1-2	設計運搬距離 L = 15.8km
発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松 45-1-2	設計運搬距離 L = 15.8km
発生木材 (根株)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松 45-1-2	設計運搬距離 L = 15.8km

【表－2】 自社処分を実施する場合の提出資料

1.	位置図
2.	平面図
3.	公図
4.	登記簿謄本

5.	現地写真
6.	循環型社会推進部資源循環推進課との協議書 (京都市内の処分施設に搬入する場合に限る)
7.	見積書

5 その他事項

第22条（検査書類の提出）

完了検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1箇月前までに提出すること。また、完了検査に必要な書類については、工期末の2週間前までに提出すること。提出書類は、請負工事必携によるほか、下記の書類を提出すること。

- (1) 各種材料の納品伝票（品種ごとに整理すること）
- (2) 建設副産物の処分伝票（処分項目ごとに整理すること）
- (3) 業務写真帳及び写真データ（CD-R）

デジタルカメラ等デジタル画像により写真管理を行う場合は、以下によるものとする。

（ア）写真管理に使用する機材は、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる機材とする。

- ・デジタルカメラについては、有効画素数100万画素のものを使用する。
- ・プリンターについては、フルカラー600dpi以上のものを使用する。
- ・インク・用紙等については、通常の使用条件の下で3年間程度に顕著な劣化が生じないものを使用する。

（イ）写真の信頼性を考慮し、原則として写真編集は認めない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認めることとする。

（ウ）業務写真帳は、写真（サービス版程度の大きさ。画像を印刷したものを含む。）に説明等を併記し、A4版で作成すること。なお、画像データについては、CD-R等の電子媒体により提出するものとする。

第23条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和8年8月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第24条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本業務は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4）成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

【別紙－ 1 】

作業計画表

作　業　月　別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基　本　剪　定												
支　障　枝　剪　定												
枯　損　木　伐　採												
支　障　木　伐　採												
根　株　撤　去												

公園樹木点検票（1/〇）

現場確認調査 / 巡視点検

年度	令和 年度		
業務名	危険性の高い公園樹木伐採等業務委託（宝が池公園他）	行政区	〇〇区
点検実施日	令和 〇 年 〇 月 〇 日（ 〇 曜日 ）	点検者	株式会社〇〇造園
公園・緑地名	〇〇公園	（2名以上）	造園一郎 ， 造園次郎

記号凡例 〇：事象なし / ×：事象あり / △：剪定作業等において処置完了した場合 / —：点検項目外

点検項目	記号	点検項目	記号
① 枯れ枝、折れ枝、ぶら下がりがり枝などはないか		⑧ 民有地に近接（樹冠が越境する程度）した大径木（幹周100cm以上）はないか	
② 突出枝・支障枝がないか		⑨ 病害虫が発生していないか	
③ 樹幹の不自然な傾斜はないか		⑩ 樹勢が弱まっている樹木はないか	
④ 樹幹の亀裂、開口空洞、腐れ露出等はないか		⑪ 根上りによる危険な段差はないか（3cm以上を目安とする）	
⑤ 樹幹や大枝、地際等にキノコが発生している木はないか		⑫ その他、応急処置が必要なものはないか（内容： ）	
⑥ 大規模な樹皮のはがれはないか		⑬ その他、応急処置が必要なものはないか（内容： ）	
⑦ 民有地への越境枝はないか		⑭ その他、応急処置が必要なものはないか（内容： ）	

所見記入欄

危険度評価基準 1. 危険性は低いと思われる 2. 危険性はあるが、すぐには倒伏、枝折れはしないと思われる（任意記入） 3. 危険性は高いと思われる

No.	樹種	H	C	W	外観所見	点検判定	危険度※ 1(低)～3(高)

箇所図示

概略図

特記事項

※危険度については目視によるおおよその判断であり、対応要否については本市監督職員との協議により決定する。

公園樹木点検票（2/〇）

0	0
---	---

状況写真（〇〇公園）

(遠景)
(近景)

(遠景)
(近景)

(遠景)
(近景)

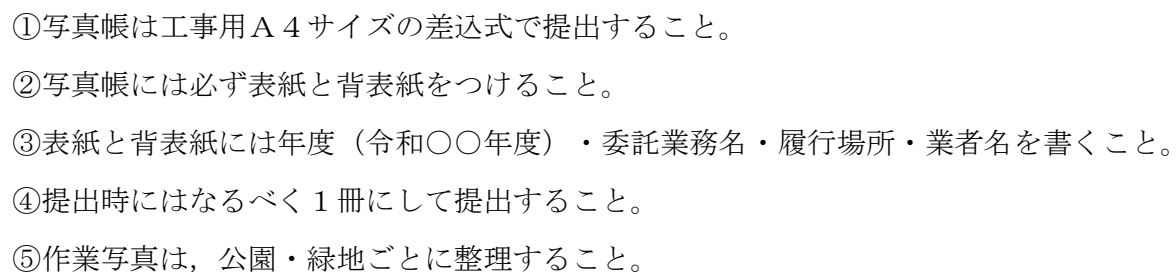
(遠景)
(近景)

※記入欄等が不足する場合は別紙(様式問わず)を添付し提出すること。

【別紙－３】

ラ ン ク 表

	上木	支障枝剪定	枯損木伐採 ／支障木伐採	根株撤去
	C:幹周	C:幹周	C:幹周	根元周
ランク	cm	cm	cm	cm
A	25未満	50未満	25未満	40未満
B	25以上50未満	50以上100未満	25以上50未満	40以上75未満
C	50以上75未満	100以上150未満	50以上75未満	75以上112未満
D	75以上100未満	150以上200未満	75以上100未満	112以上150未満
E	100以上125未満	200以上250未満	100以上125未満	150以上1187未満
F	125以上150未満		125以上150未満	187以上224未満
G	150以上175未満		150以上175未満	224以上261未満
H	175以上200未満		175以上200未満	261以上298未満
I	200以上225未満		200以上225未満	
J	225以上250未満		225以上250未満	
K	250以上275未満		250以上275未満	
L	275以上300未満		275以上300未満	



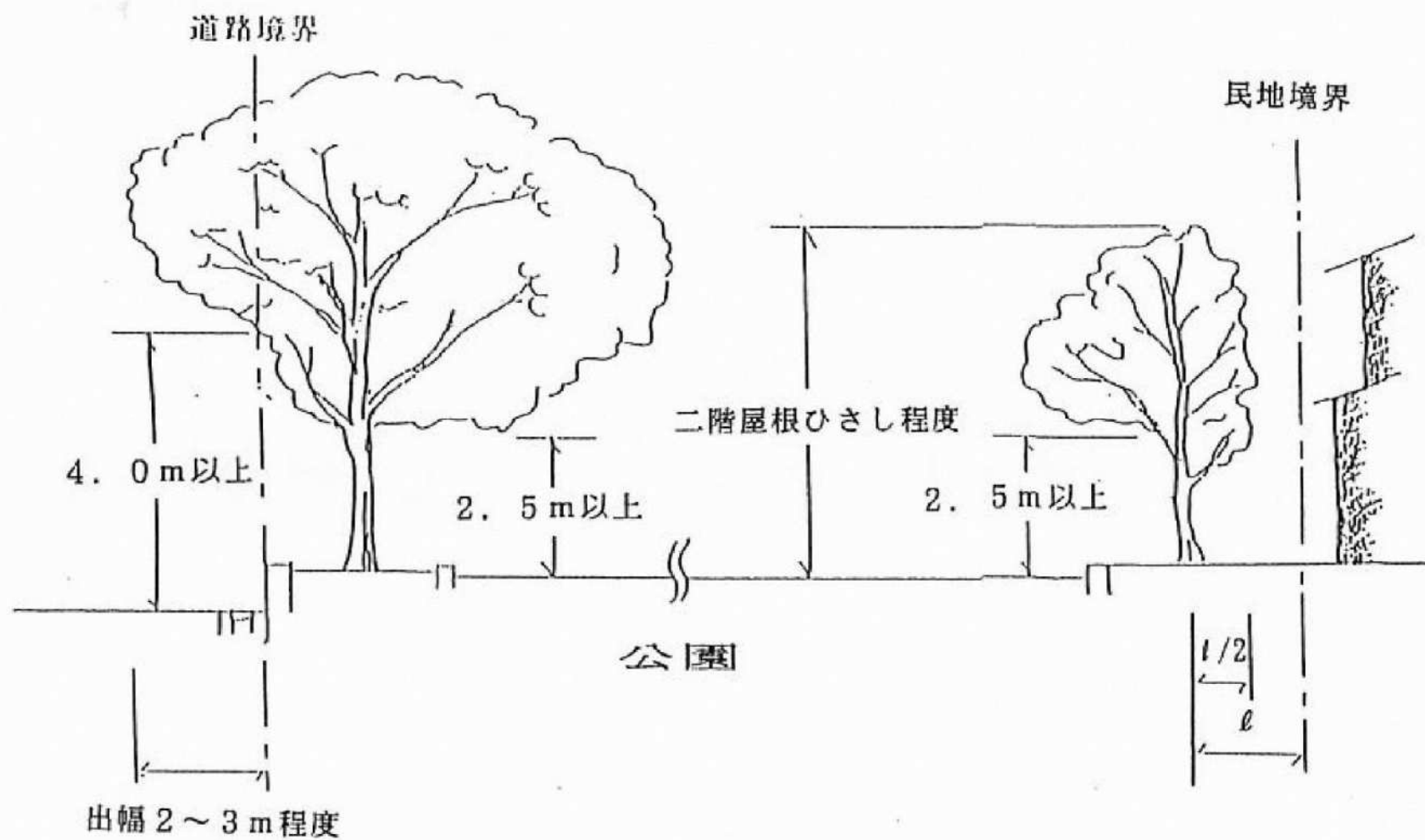
【別紙－ 5】

写 真 撮 影 等 仕 様

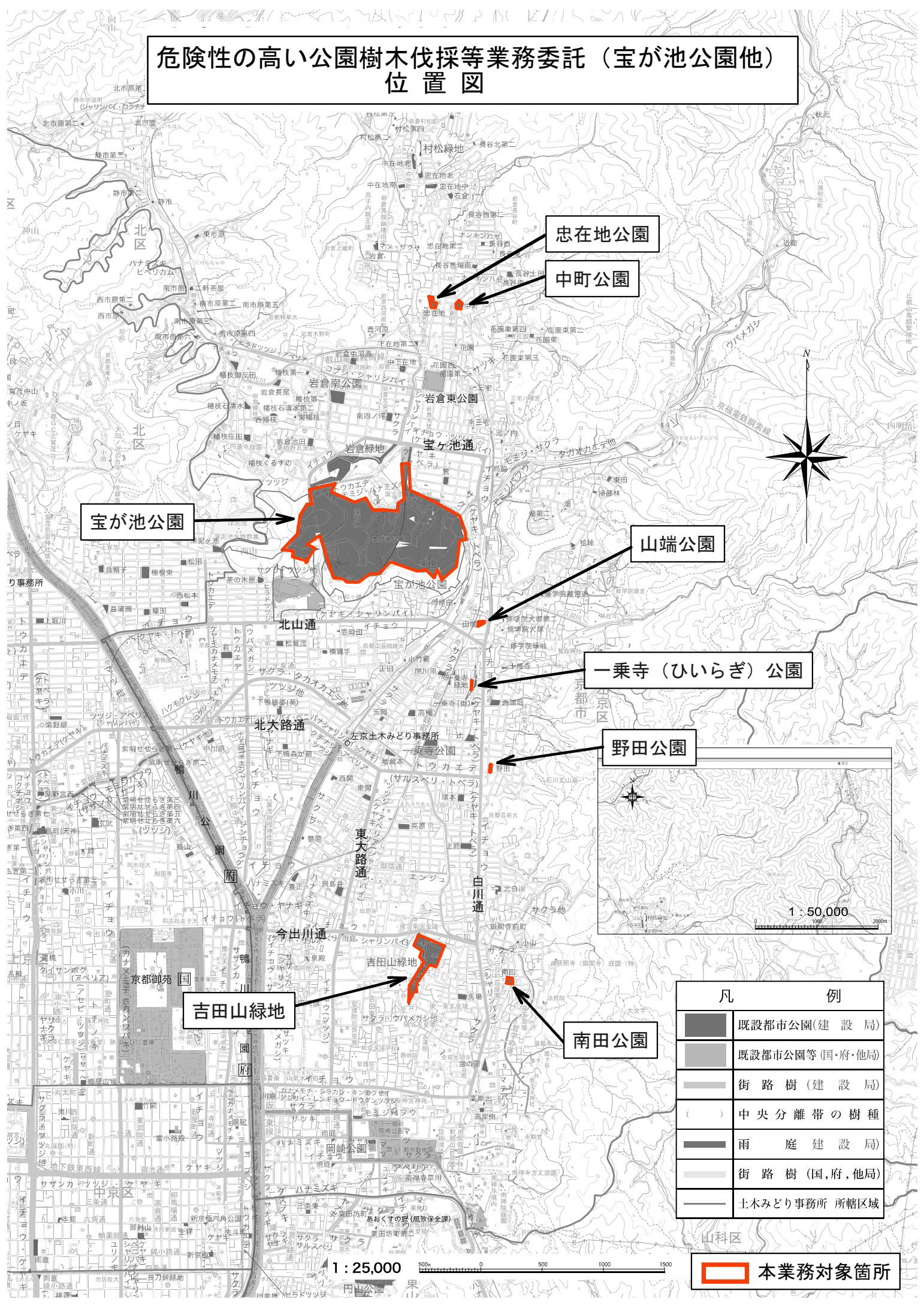
基 本 剪 定	1 公園ごと，作業回数ごとに撮る。
支 障 枝 剪 定	1 公園ごと，作業回数ごとに撮る。
枯 損 木 伐 採	1 公園ごと，作業回数ごとに撮る。
支 障 木 伐 採	1 公園ごと，作業回数ごとに撮る。
根 株 撤 去	1 公園ごと，作業回数ごとに撮る。
発 生 材 処 理	1 公園ごと，作業回数ごとに撮る。

※写真は作業前，作業中，作業後を 1 組とする。

【図-1】



危険性の高い公園樹木伐採等業務委託（宝が池公園他） 位置図



凡 例	
	既設都市公園(建設局)
	既設都市公園等(国・府・他局)
	街路樹(建設局)
	中央分離帯の樹種
	雨庭建設局
	街路樹(国・府・他局)
	土木みどり事務所 所轄区域

本業務対象箇所